

令和7年度 介護職員就業促進事業／訪問介護採用応援事業 Q&A(利用者用)

令和7年4月1日現在

No.	Q	A
(1) 事業内容について		
1	介護職員就業促進事業／訪問介護採用応援事業について教えてください。	「介護施設等で働きながら資格取得を目指す」事業です。 ・事業者と6か月以内の有期雇用契約を締結します。 ・有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。 ・この雇用期間内に、介護施設で働きながら、対象者の保有資格に応じて、介護職員初任者研修もしくは実務者研修のいずれかを受講し、資格を取得を目指します（受講料は無料）。 ・研修の受講時間も労働時間に含まれ、給与が支払われます。 ・対象期間中の給与(本事業に規定する条件の範囲内)、研修受講費等は、人材センターが事業者に支払います。
2	介護職員就業促進事業による有期雇用契約による雇用期間が終了したら、退職してもよいのですか。	はじめから、有期雇用契約期間終了後の退職を予定している方は、本事業の対象となりません。 本事業の対象者は、有期雇用契約期間だけでなく、資格取得後も継続して介護労働に従事する意思がある者となります。
3	受講対象の研修を修了したら、雇用期間が終了しなくても退職してよいのですか。	はじめから、資格取得後の退職を予定している方（資格取得のみを目的としている方）は、本事業の対象となりません。 本事業の対象者は、資格取得後も継続して介護労働に従事する意思がある者となります。
4	介護職員就業促進事業／訪問介護採用応援事業の求人にはいつまで応募が出来ますか。	本事業としては、遅くとも11月1日には雇用開始に至っている必要があります。 なお、具体的な雇用開始日は、各事業者の求人内容によって異なりますので、各求人情報を確認してください。
5	福祉の仕事は全くの未経験で、知識もないのですが、応募にあたって問題ありませんか。	本事業は無資格・未経験者を主な対象とする事業となりますので問題ありません。応募先の施設・事業所もそれを踏まえた指導・育成環境を整備していますので、安心してご利用ください。
(2) 対象者について		
6	本事業の対象となるのは、どんな人ですか。	介護業務へ就労を希望する離職者等（就業者にあつては、本事業による雇用が開始する時点において、離職者となることになっていること。）です。東京都外にお住まいの方もご利用いただけます。 なお、訪問介護採用応援事業における「週10時間以上20時間未満」勤務の方については、雇用開始日までに前職を離職しなかった場合も、本事業の対象者となります。
7	本事業はどのような方が対象外となりますか。	【介護職員就業促進事業】 ・「実務者研修修了者」や「介護福祉士」の方 ・応募希望事業者で勤務経験がある方 【訪問介護採用応援事業】 ・訪問介護業務の経験を有する方 ・応募希望事業者で勤務経験がある方
8	「介護業務の経験を有する」とはどういうことを指しますか。	「介護業務の経験を有する」とは、就業者としての職務履歴がある場合を指します。したがって、家族の介護や、報酬・対価を受けずに介護を行う場合（ボランティアなど）は、本事業での「介護業務の経験を有する」には該当しません。
9	看護師資格を保有していますが、本事業を利用することは出来ますか。	看護師資格を保有の場合であっても、介護職を希望している場合は本事業をご利用いただくことができます。 ただし、受講対象となる研修は、介護職員初任者研修です。

令和7年度 介護職員就業促進事業／訪問介護採用応援事業 Q&A(利用者用)

令和7年4月1日現在

No.	Q	A
10	事業利用期間中のダブルワークはできますか。	【介護職員就業促進事業】 原則、期間中のダブルワークは認められません。 対象者には、介護労働に従事しながら対象の研修を修了することに専念いただきます。 【訪問介護採用応援事業】 原則、期間中のダブルワークは認められません。 対象者には、介護労働に従事しながら対象の研修を修了することに専念いただきます。 ただし、「週10時間以上20時間未満」の区分で雇用される方に限り、副業（ダブルワーク）が認められます。 なお、副業（ダブルワーク）について、職種の制限はありません。
11	訪問介護採用応援事業における「週10時間以上20時間未満」の就業者で副業（ダブルワーク）を行う場合、同一法人内の他の事業所で働くことは認められますか。	同一法人内の他事業所での勤務は認められません。
12	求職活動（ハローワークに求職登録し、職業相談、職業紹介を受けるなど）をしていることは、対象者の要件ですか。	対象者の要件ではありません。 求職者として登録されていない方も、対象者になることができます。
13	外国籍の場合、本事業の対象となりますか。	外国籍の方が本事業を利用する場合は、就労条件を満たす在留資格が必要となります。 まずは、ご自身が就労条件を満たす在留資格を有するかどうか「出入国在留管理庁HP（ https://www.moj.go.jp/isa/ ）」を参照の上、ご確認ください。
14	学生は本事業の対象になりますか。	対象になりません。 働きながら資格取得に向けた時間を確保するという本事業の趣旨を鑑み、学生（通信制・夜間部等も含む）は対象外です。
(3) 応募(利用)方法について		
15	本事業の求人情報はどうやって確認できますか。	以下のいずれかの方法でご確認ください。 ①人材センターホームページに掲載中の「採用予定事業所一覧」を確認いただき、直接事業所へお問合せ ②お近くのハローワークで求人票を確認 ③求人情報誌等で情報収集いただき、直接事業所へお問合せ
16	離職者等であることの証明は必要ですか。	本事業の利用に当たって証明書類の提出は不要です。 ただし、雇用開始時に事業所が作成し人材センターに提出する「雇用条件等対象者確認書」にて、離職状況を申告していただきます（自署いただきます）。
(4) 雇用条件について		
17	本事業の対象者の募集にあたり、事業所独自の募集要件が設けられる場合がありますか。	本事業を利用する事業所が独自の募集要件を設ける場合、必要最低限の条件にすることとしています。（認められる例 送迎等がある職場での自動車運転免許、夜勤がある職場での年齢制限等）
18	本事業を利用した場合、6か月の有期雇用ですが、その雇用形態はどのようなになりますか。	本事業では、週20時間（「訪問介護採用応援事業」は週10時間）以上40時間以内の就労時間であれば、雇用形態は事業者により、常勤、非常勤等、様々な雇用形態の求人があります。詳しくは、各求人内容をご確認ください。 なお、 本事業利用期間中は正規職員としての雇用はできません。
19	遅刻、欠勤、休暇（有給休暇含む）等はどうに取り扱われますか。	事業所の就業規則によります。

令和7年度 介護職員就業促進事業／訪問介護採用応援事業 Q&A(利用者用)

令和7年4月1日現在

No.	Q	A
20	訪問介護採用応援事業を利用して、無資格で訪問介護事業所に雇用される場合、介護職員初任者研修を修了するまでの期間中、どのような業務に従事するのですか。	無資格の期間中は、有資格者との同行訪問や有資格者の指導のもと業務の補助等を行います。なお、同期間中、介護保険外サービスや事務職、併設事業所の他の業務等に従事することはありません。 なお、事業者は速やかに介護職員初任者研修等を修了させ、本来業務（介護労働＝介護保険法による訪問介護の業務）に従事させることとなっています。
21	月ごと・週ごとの勤務日数、就労時間に上限・下限はありますか。	本事業では、週20時間（「訪問介護採用応援事業」は週10時間）以上40時間以内の就労時間とすることが定められています。この就労時間を満たす限り、月ごと・週ごとの勤務日数等の制限はありません。
22	本事業の期間中、時間外勤務はありますか。	本事業では、原則、時間外勤務を生じさせないこととしています。 事業者は、時間外勤務が発生しないよう研修の受講時間、施設等における労働時間を設定することとなっています。
23	どの勤務日においても、必ず研修受講と介護労働の両方に従事することになりますか。	本事業では、研修受講のみの日、施設等における介護労働のみに従事する日が生じることも認めています。 実際の働き方は事業者によって異なりますので、事業者にお問い合わせください。
24	本事業の有期雇用期間の途中で、人事異動により別の事業所で勤務することはありますか。	原則、本事業の期間中の異動は認めていません。 一つの施設等で、指導を受けながら介護労働に従事できます。
25	介護労働に従事する施設と研修実施機関の間の交通費は自己負担になりますか。	自己負担ではありません。受託事業所の規定に沿って支払われます。研修機関と対象者の自宅の間の交通費も同様です。
(5) 研修の受講（介護職員初任者研修、実務者研修）について		
26	受講料は無料とのことですが、その他に負担すべき経費はありますか。	受講料、教材費等、研修実施機関への支払が必須である経費は無料です。ただし、実習着（エプロン）や参考図書等購入が任意であるものにかかる費用は、本事業の対象経費ではありませんので、取り扱いについては各事業者にお問合せください。
27	研修機関への申込みは誰が行うのですか。 また、受講料（受講に係る経費）は誰が研修実施機関に支払うのですか。	事業者が、研修機関に申込みます。 また、費用は事業者が直接支払いを行います。 ご自身で申し込むことがないよう、ご注意ください。
28	研修機関・研修コースは自分で選ぶことができますか。	事業者が指定する研修機関で受講いただきます。
29	受講する初任者研修が通信コースです。自宅学習時間では、インターネット環境が必要ですか。	「自宅学習」とは、自宅等において行うテキストを使用して進める学習（例：レポート作成）を指します。原則、インターネット接続の上で学習していただくことはありません。 なお、 <u>自宅学習も勤務時間内で実施するようにしてください。</u>
30	受講できる研修について、介護職員初任者研修又は実務者研修のうち、どの研修を受講するかは自分で選ぶことができますか。	できません。 資格の保有状況ごとに受講する研修が定められています。無資格者は初任者研修、初任者研修等修了者（※）は実務者研修を受講することとなっています。なお、「訪問介護採用応援事業」における初任者研修等修了者は、研修を受講するかどうかを就業者本人が選択できます。 （※） 「初任者研修等修了者」とは、介護職員初任者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者を指します。 生活援助従事者研修修了者及び訪問介護員養成研修3級課程修了者は、含めません。

令和7年度 介護職員就業促進事業／訪問介護採用応援事業 Q&A(利用者用)

令和7年4月1日現在

No.	Q	A
31	当初定めた有期雇用契約期間内に研修を修了することが困難だと判明した場合、本事業における有期雇用契約の期間を延長してもらうことはできますか。	できません。 なお、本事業の有期雇用契約期間の終了後も研修受講を続ける場合、事業者と十分相談して双方合意の上、適切に対応いただくことになっています。
32	やむを得ず当初の契約期間の途中での退職を希望していますが、研修受講が修了していません。 研修は継続して受講することができますか。	万が一、契約期間の途中で退職となる場合、事業期間外の継続受講については、事業者と十分相談して双方合意の上、対応いただくことになっています。まずは事業者にご相談してください。なお、こうした途中退職等で未修了となった場合であっても、就業者本人に受講料を負担させることはありません。
(6) 本事業による雇用期間の終了後について		
33	有期雇用契約期間終了後は必ず、その事業所で継続して就労しなければいけませんか。	事業者と双方合意の上、就労継続に至ることが望ましいですが、必須ではありません。また、就労継続に至らない場合は、本事業での経験を生かして安定した就業につなげられるよう、人材センターやハローワーク等をご利用ください。